

福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）及び福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本市を訪れる国内外からの観光客を商店街に呼び込み、消費の喚起につなげるため、本市内の商店街におけるおもてなしに資する取組（以下「おもてなし環境整備事業」という。）を支援することにより、商店街等のにぎわい創出、活性化及び魅力の向上を図り、もって商店街等の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第3条第1項第3号の団体であって、福岡市の市域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体
- (2) 空き店舗 事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設
- (3) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、商店街等の空き店舗を借り受けて事業活動を行う者

(補助対象事業等)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する商店街等及び事業者とする。なお、この補助金の交付対象者は公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (4) 福岡市が条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であって、別表第1に掲げる事業ごとに、それぞれ同一の事業の実施に要する経費に係るものを受けていない、又は受けたことがないこと。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。

- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。
 - (7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められないこと。
- 2 別表第1に掲げるおもてなし店舗の出店・改装事業においては、前項に加え次の各号のいずれにも適合する商店街等及び事業者とする。

- (1) 補助対象事業の開始に当たり、法令の規定により許認可等（法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）を必要とする者にあつては、当該許認可等を受け、又は補助対象事業開始までに当該許認可等を受ける見込みのあること。
- (2) 当該区域の商店街等から出店を推薦され、かつ、出店後は当該商店街等に参加する意思を有すること。

（商店街等との協議等）

第6条 別表第1に掲げるおもてなし店舗の出店・改装事業の補助金の交付を申請しようとする者は、事業活動を行うに当たっては、あらかじめ、商店街等の代表者に対し、事業活動の計画その他の事項を説明し、当該代表者から要望、提案等を聞くものとする。

- 2 前項の規定に基づく商店街の代表者に対する説明については、本市が協議の場を設けるものとする。

（補助対象期間）

第7条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助金の交付の申請）

第8条 商店街等及び事業者は、別表第1に掲げるおもてなし店舗の出店・改装事業の補助金の交付を申請しようとするときは、改装工事に着手する前日までに福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 役員名簿（様式第2号）
- (2) 団体（法人）にあつては定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営の方法等について定めるもの
- (3) 団体（法人）にあつては法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (4) 創業・出店推薦書（様式第3号）
- (5) 空き店舗の位置図、平面図、現状を表す写真等
- (6) 建物の借受けについて当該建物の所有者と締結した契約書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 商店街等は、別表第1に掲げるおもてなし環境整備事業の補助金の交付を申請しようとするときは、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 商店街等の会員名簿
- (2) 役員名簿（様式第2号）
- (3) 商店街等の定款、規約等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 商店街等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（福岡市商店街支援施策等協議会）

第9条 市長は、規則第5条第1項の交付の決定をしようとするときは、福岡市商店街支援施策等協議会（福岡市商店街支援施策等協議会設置要綱（平成31年4月施行）第1条の福岡市商店街支援施策等協議会をいう。以下「協議会」という。）の意見を聞くものとする。

（決定の通知）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めるときは、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第8条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（補助事業の変更）

第11条 規則第6条第1項第1号又は同項第2号に規定する承認を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対し、あらかじめ福岡市商店街おもてなし環境整備事業実施計画変更申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるもの

(2) 当初予算において配分された経費の科目間流用を行う場合であって、当該流用の総額が交付決定額の20パーセント以内であるもの

3 市長は、第1項に規定する申請があつた場合において、当該申請に係る事項を承認すべきものと認めるときは、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金計画変更等承認通知書（様式第8号）により、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助申請者に通知しなければならない。

4 市長は、前項の承認をしたときは、第10条第1項の決定を変更することができる。

5 規則第6条第3項の規定は、第1項の承認をする場合に準用する。

（実績報告）

第12条 別表第1に掲げるおもてなし店舗の出店・改装事業の補助事業者は、第7条に規定する期間満了の日から1月以内に、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金実績報告書（様式第9号）に

次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の対象となる経費の支払いに係る領収書の写し
- (2) 改装工事における工事前後の写真
- (3) 事業開始（開店）後の状況写真
- (4) 作成したチラシ・ポスター等の成果物
- (5) 商店街等加入確認書（様式第 10 号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 別表第 1 に掲げるおもてなし環境整備事業の補助事業者は、第 7 条に規定する期間満了の日から 1 月以内に、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金実績報告書（様式第 11 号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業者に対し、補助事業の事業効果について、公開の場での報告を求めることができる。

4 補助事業者は、第 2 項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 13 条 規則第 15 条中「様式第 6 号」とあるのは、「福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金確定通知書（様式第 12 号）」と読み替えるものとする。

（補助金の交付の時期）

第 14 条 別表第 1 に掲げるおもてなし環境整備事業の補助事業者は、規則第 17 条第 1 項ただし書に規定する事前交付を受けようとするときは、市長に対し福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金事前交付請求書（様式第 13 号）を提出しなければならない。

2 規則第 17 条第 1 項ただし書の場合において、補助事業者は、市長が確定した額が既に交付した額に満たないときには、市長に対しその定める期限までにその満たない額を返還しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 15 条 別表第 1 に掲げるおもてなし環境整備事業の補助事業者は、補助事業完了報告後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 9 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（暴力団の排除）

第 16 条 市長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しない。

- (1) 役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（書類の保存）

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を、当該補助事業終了後 5 年間保管しなければならない。

（財産の管理及び運用）

第 18 条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設けその保管状況を明らかにしておくとともに、補助対象事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間（当該期間が 10 年を超える場合は、10 年とする。）内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金による取得財産等の処分申請書（様式第 15 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、市長は、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

（届出の義務）

第 19 条 補助事業者は、商号若しくは名称又は本店、主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（事業活動の継続義務）

第 20 条 別表第 1 に掲げるおもてなし店舗の出店・改装事業の補助事業者は、補助事業に係る事業活動について、当該事業活動を開始した日から起算して 6 月を経過する日までの間これを継続しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者が前項の規定に違反すると認めるときは、規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（委任）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(この補助金の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(補助対象事業, 補助対象経費, 補助金の額)

別表第1 (第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
<p>1 おもてなし店舗の出店・改装事業</p> <p>国内外からの観光客向けの体験施設, 交流スペース, コミュニティ施設などを商店街等の空き店舗への出店, 整備する場合の改装事業 (既存店舗を改装する場合も含む) のうち, 次に掲げる事業</p> <p>ただし, ゲストハウス等の宿泊機能を有する施設を除く。</p> <p>(1) 店舗の内装工事 (壁面・天井の塗装, 壁紙・クロス貼り, 床貼り, ブラインドの設置, 家具の造作等をいう。), 外装工事, 給排水工事及び電気工事を行う事業</p> <p>(2) ガス設備, 電気設備, 空気調節設備, 看板, ドアその他必要と認められる設備を設置する事業</p> <p>(3) 机, 椅子, 冷蔵庫, エアコン, キャビネット, 厨房用品, トイレ等, 取得した時の性質及び形状を変えないことなく概ね2年以上にわたって効用を発揮する物品で, 取得価額が概ね5万円以上であるもの (以下「備品」という。) の取得及び設置する事業</p> <p>(4) その他, おもてなし店舗として必要と認められる事業</p>	<p>改装に要する次に掲げる経費</p> <p>工事請負費, 需用費 (備品の程度に至らない程度ものなどの印刷消耗品費など), 委託料, 原材料費, 備品購入費</p>	<p>補助対象経費 (国の支援制度を利用する事業にあっては, 補助対象経費から当該支援制度により給付される補助金, 交付金, 負担金その他の金銭を控除して得た額。) に3分の2を乗じて得た金額又は100万円のいずれか少ない額を上限とし, 予算の範囲内で市長が決定し交付する。ただし, 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は, 当該端数を切り捨てる。</p>

補助対象事業	補助対象経費		補助金の額
<p>2 おもてなし環境整備事業</p> <p>(1) Wi-Fi (公衆無線LAN) 整備</p> <p>(2) 多言語ホームページ, 多言語商店街マップの作製</p> <p>(2) 多言語案内表示, デジタルサイネージ等の設置</p> <p>(3) キャッシュレス対応の決済端末等の導入</p> <p>(4) 免税一括カウンター等の免税対応設備の整備</p> <p>(5) 休息場所, 案内所等の設置</p> <p>(6) その他観光客へのおもてなしとしての環境整備と認められるもの。</p>	謝金	招聘した外部有識者に支払う謝礼金	<p>補助対象経費（国の支援制度を利用する事業にあつては、補助対象経費から当該支援制度により給付される補助金, 交付金, 負担金その他の金銭を控除して得た額。）に3分の2を乗じて得た金額又は400万円のいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。</p>
	旅費	外部有識者の招聘及びこの補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員（以下「職員旅費」という。）の旅行に係る実費（宿泊料を含む。）	
	借料・損料	機器・器具等の賃借, 使用料	
	調査分析費	補助事業者が調査分析を行う際に必要なデータや, 資料収集等に要する経費	
	通信運搬・交通費	郵便代, 運送料など	
	施設整備費	新たな施設や設備等の建設, 又は取得に要する経費。	
	店舗等賃借料	空き店舗や土地等の賃借料（敷金, 権利金その他の金銭を除く。）	
	内装・設備・施工工事費	借り上げた店舗等の内装・設備・施工工事に要する経費（Wi-Fiの整備等）	
	無体財産購入費	ホームページの製作等	
	プロバイダ契約料・使用料	インターネット接続業者との契約及び接続サービスに要する経費等	
	広報費	ポスター, チラシ, バナー等の印刷, 製作費, 新聞折料その他の広告宣伝に要する経費。	
	備品費	事務机, 椅子等, 取得した時の性質, 形状を変えることなく比較的長期（概ね2年以上）にわたって効用を発揮し, 取得価額が概ね5万円以上であるもの）の購入費	
消耗品費	印刷消耗品費		

	外注・委託費	補助事業の運営, 事業効果の分析及び評価, 調査, 統計等専門的知見を有する者の責任においてその一切を実施させた方がより効果的なものの委託に要する経費	
	雑役務費	アルバイト賃金 (補助対象事業の遂行のために直接必要な労働者に係るものに限る。), 振込手数料等	
	その他	前各号に掲げるもののほか, 市長が特に必要と認める経費	

備考

- 1 報償費は, 補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員, 公務員及び商工会等 (商工会法 (昭和35年法律第89号) に規定する商工会及び商工会連合会をいう。) の会員には支給しない。
- 2 補助対象経費の総額に5分の1を乗じて得た額を職員旅費の総額の上限とする。
- 3 備品の調達に当たっては, 原則としてリース又はレンタルによるものとする。購入が必要と思慮するときは, 事前に地域産業支援課と協議すること。

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

所 在 地 〒

名 称
代表者氏名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

**福岡市商店街おもてなし環境整備事業
(おもてなし店舗の出店・改装事業)
補助金交付申請書**

福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定による補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

本件申請にあたり、市が「市税に係る徴収金に滞納がないこと」の確認に当たり税務担当課に照会されること及び市に提出した個人情報について市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請者が暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

関係書類

- ・福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金実施計画書(別紙1)
- ・福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金 創業・出店計画書(別紙2)
- ・役員名簿(様式第2号)
- ・団体(法人)の場合は定款、規約又はこれに類する団体の組織、運営の方法等について定めるもの
- ・団体(法人)の場合は法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ・創業・出店推薦書(様式第3号)
- ・空き店舗の位置図及び平面図、状況写真等
- ・賃貸借契約書の写し
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2. 市場性

市場環境 (店舗近隣の状況)	
同業他社と比較した場合の優位性・弱点	(優位性) (弱点)

3. 事業戦略

顧客ターゲット	※年齢, 性別, ファミリー層等詳しく記載すること。
店舗の 強み・弱み	(強み) (弱み・リスク) (リスクに対する対応策)
PR 方法について	
事業戦略	(※市場性及び顧客ターゲット・店舗の強み等の分析により, どのようにしていけば事業継続でき, より店舗が成長できるのかを記載すること。)

4. 収支計画（改装着手から営業開始までの収支状況）

収入の部		支出の部	
市補助金 （期待額）	円	賃借料 （敷金含）	円 【内訳】 円× 月 ※月額賃料 円
他からの補助金 （予定額）	円 （交付団体名・補助 金名）	改装費	円
その他 （自己資金等）	円	/	
合 計	円	合 計	円

5. その他

商店街活動への 参画について	
-------------------	--

福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金 創業・出店計画書

1. 創業・出店の経験等

これまでの出店 (経営) の経験				
これまでの経歴	年 月	略歴・沿革		
取得している資格				
現在の借入状況	借入先	資金用途	残額	年間返済額

2. 取扱商品・サービス

主な取扱商品・ サービス	
-----------------	--

3. 従業員等

従業員数, アル バイトの見込 み, 人数など	
-------------------------------	--

4. 事業に必要な資金と調達方法

経費	内容	金額	調達方法	金額
設備	機器, 備品, 車両等		自己資金	
			親族等からの借入	
			政府系金融機関（日本政策金融公庫からの借入）	
改装	店舗の改装費用		他の金融機関からの借入 （内訳, 返済方法を下の欄に記入）	
経営・運営	商品仕入, 経費支払資金, 賃借料など			
合計			合計	

5. 事業開始後の見通し（月平均）

		1年目	2年目	3年目	積算根拠
売上 ①					
売上原価 ② (仕入高)					
経費	人件費				
	家賃				
	支払利息				
	その他				
	合計③				
利益 (①-②-③)					

※個人営業の場合は、事業主の分は含まない。

※本書は、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付の審査資料となり、目的以外に使用することはありません。

※本書類の提出に際し、他に事業の説明に必要な資料等がありましたらあわせてご提出ください。

創業・出店推薦書

(あて先) 福岡市長

推薦者 住 所

商店街名

代表者名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

(担当者・連絡先 - -)

下記事業者の事業実施計画書等を確認の上、当商店街として、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金の補助対象者として推薦します。

記

1 事業者概要	事業者名称 _____ 店舗名(屋号名) _____ 店舗所在地 福岡市 _____ 区 _____ 事業開始予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
2 事業者業種	
3 商店街組織への加入	※ <input type="checkbox"/> にシ印を記入すること。 <input type="checkbox"/> 加入済(_____ 年 _____ 月 _____ 日加入) <input type="checkbox"/> 創業・出店時に加入予定(_____ 年 _____ 月 _____ 日頃加入予定)
4 商店街組織の 会員数・組合員数	名(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)
5 推薦する理由	

※この推薦書は、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金の交付を申請する事業者が申請書に添付して提出する書類であり、事業者の経営や賃貸借契約等について責任を負うものではありません。

（あて先）福岡市長

団体の所在地 〒

団体名

代表者氏名

（※）

（※）法人以外の場合で、本人（代表者）が自署する場合は、押印は不要です。

福岡市商店街おもてなし環境整備事業
（おもてなし環境整備事業）
補助金交付申請書

福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金の交付を受けたいので、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 経費の配分

事業主体名	総事業費	補助対象経費	※消費税等 仕入控除税額	負担区分	
				事業主体負担額	補助金申請額

3 補助事業の内容 事業主体の概要、事業計画、収支予算については別紙1～3のとおり。

4 その他 提出書類（各1部）

- ・事業主体の会員名簿
- ・役員名簿（様式第2号）
- ・事業主体の定款、規約又はこれに類する事業主体の組織、運営方法等について定めているもの
- ・当該事業の実施を決議した総会又は理事会（役員会）の議事録の写し
- ・事業主体の事業関連資料（前年度の事業報告書、収支決算書、本年度の事業計画、収支予算（案））
- ・商店街の位置図、配置図
- ・商店街の状況のわかる写真
- ・その他参考資料（見積書など）

※ 第8条第2項の規定に基づき、消費税等仕入控除税額が申請時点で明らかである場合は、その額を記載しその額を減額して申請すること。

本件申請にあたり、「市税に係る徴収金に滞納がないこと」の確認に当たり税務担当課に照会されること及び市に提出した個人情報について市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

様式第4号（第8条関係）別紙1

事業主体の概要

事業主体名				設立年月日		
事務所の有無	有・無	所在地			TEL	
代表者氏名				代表者の住所		
事業担当者氏名				事業担当者 TEL		
会員の資格						
事業主体の地区						
事業主体の地区における事業者等の業種構成	業種別	会 員	非会員	合 計		
	物品販売業					
	飲 食 業					
	サービス業					
	その他の事業者					
	非事業者					
	合 計					
商店街を取り巻く環境の変化及び商店街の現状と課題						
事業主体の執行体制について						

事業計画

事業名				
事業目的				
予想される 事業効果	○本事業によるどのような効果が見込めるか。			
	○成果の指標			
	成果の 指標	指標の内容	現状	目標
売上が増加した店舗数				
指標の例) ・観光客の消費額が増えたと感じる店舗の割合 ・観光客が増えたと感じる店舗の割合				
実施 スケジュール	着工時期： _____ 完了時期： _____			
設置施設の名称	施設の内容・規模		設置場所	

収支予算書

		項目	金額	備考
収入の部		市補助期待額 (申請額)	円	
		自己資金	円	
		借入金	円	
		その他	円	
		国補助金	円	〇〇〇事業
		県補助金	円	△△△事業
		関係団体補助金	円	□□商工会議所, ◇◇中央会
		その他	円	〇〇団体
		合計	円	

		内容	総事業費	補助対象経費	補助金申請額	備考
支出の部		○補助対象経費				
		謝金	円	円	円	
		旅費	円	円	円	
		事業実施に係る経費	円	円	円	
		会議費	円	円		
		借料・損料	円	円		
		調査分析費	円	円		
		通信運搬・交通費	円	円		
		施設整備費	円	円		
		店舗等賃借料	円	円		
		内装・設備・施工工事費	円	円		
		無体財産購入費	円	円		
		プロバイダ契約料・使用料	円	円		
		回線使用料	円	円		
		広報費	円	円		
		備品費	円	円		
		消耗品費	円	円		
		外注・委託費	円	円		
		通訳・翻訳料	円	円		
		雑役務費	円	円		
		原稿料	円	円		
		印刷製本費	円	円		
		小計	円	円	円	
		○補助対象外経費				
			円			
			円			
			円			
		円				
		円				
	小計	円				
	合計	円	円	円		

経産第 号
年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付決定通知書
(おもてなし店舗の出店・改装事業 ・ おもてなし環境整備事業)

年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街インバウンド対策支援事業補助金を交付することと決定したので、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業名

2 補助内示金額 金 円

3 補助金交付予定時期 実績報告書提出後（ 年 月以降予定）

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長にその旨を報告して指示を受けること。
- (4) その他、この要綱及び規則の定めを遵守すること。

経産第 号
年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金不交付決定通知書
(おもてなし店舗の出店・改装事業 ・ おもてなし環境整備事業)

年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金については、要件審査の上、交付しないこととなりましたので、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

【交付しない理由】

年 月 日

（あて先）福岡市長

所在地 〒

名称・団体名

代表者氏名

（※）

（※）法人以外の場合で、本人（代表者）が自署する場合は、押印は不要です。

福岡市商店街おもてなし環境整備事業実施計画変更申請書
（ おもてなし店舗の出店・改装事業 ・ おもてなし環境整備事業 ）

年 月 日付、経産第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

記

1 補助事業名

2 変更の理由

2 変更の内容

（1）補助金の額 変更前 金 円

変更後 金 円

（2）事業の内容

（3）事業の経費配分（※おもてなし環境整備事業の場合）

別紙1「変更収支予算書」のとおり

変更収支予算書

	項目	金額			備考
		当初予算額	変更予算額	差引増減額	
収入の部	市補助期待額 (申請額)				
	自己資金				
	借入金				
	その他				
	国補助金				
	県補助金				
	関係団体補助金				
	その他				
	合計				

	内容	総事業費		補助対象経費		補助金申請額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
支出の部	○補助対象経費							
	謝金							
	旅費							
	事業実施に係る経費							
	会議費							
	借料・損料							
	調査分析費							
	通信運搬・交通費							
	施設整備費							
	店舗等賃借料							
	内装・設備・施工工事費							
	無体財産購入費							
	プロバイダ契約料・使用料							
	回線使用料							
	広報費							
	備品費							
	消耗品費							
	外注・委託費							
	通訳・翻訳料							
	雑役務費							
	原稿料							
印刷製本費								
小計								
○補助対象外経費								
小計								
合計								

経産第 号
年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金実施計画変更承認通知書
(おもてなし店舗の出店・改装事業 ・ おもてなし環境整備事業)

年 月 日付をもって申請のあった福岡市商店街おもてなし環境整備事業実施計画変更申請については、承認することとしたので、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

記

1. 補助金の内示額 円
2. 補助金交付の時期
3. 承認条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) その他福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

年 月 日

（あて先）福 岡 市 長

所 在 地 〒

名 称
代表者氏名

（※）

（※）法人以外の場合で、本人（代表者）が自署する場合は、押印は不要です。

**福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金に係る補助事業の実績報告書
（おもてなし店舗の出店・改装事業）**

標記の補助事業金を完了しましたので、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- ・補助金の交付の対象となる経費の支払に係る領収書の写し
- ・補助事業の実施の前後の写真
- ・事業開始（開店）後の状況写真
- ・作成したチラシ、ポスター等の成果物
- ・商店街等加入証明書（様式第10号）
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金実施報告書

創業店舗の状況	住所 福岡市 区 面積 m ²			
賃借期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
創業の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
営業(開店)日	年 月 日			
収支決算	収入の部		支出の部	
	市補助金	改装工事費 円	賃借料及び共益費 【内訳】 円×月 (月額賃料 円)	円
	他からの補助金 (交付団体名:)	円		
	その他 (自己資金等)	円	改装工事費	円
	合計	円	合計	円
成果				
課題	※創業後の課題や問題点などを自由に記入			
商店街活動への 参画状況	※例：○月○日、共同販売促進活動、集客イベントへ参加など			

(あて先) 福岡市長

確認者 住 所
商店街名
代表者名 (※)

(※) 法人以外の場合で、本人 (代表者) が自署する場合は、押印は不要です。

(担当者・連絡先 - -)

商店街等加入確認書

下記事業者について、当商店街への加入を確認しましたので報告します。

記

1 事業者概要	事業者名称 _____ 店舗名 (屋号名) _____ 店舗所在地 福岡市 ___ 区 _____ 事業開始日 ___ 年 ___ 月 ___ 日
2 事業者業種	
3 商店街等への加入	※ <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。 <input type="checkbox"/> 加入済 (___ 年 ___ 月 ___ 日加入)

※ この確認書は、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金の交付を受ける事業者が実績報告書に添付して提出する書類であり、事業者の経営や賃貸借契約等について責任を負うものではありません。

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名

代表者氏名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人 (代表者) が自著する場合は、押印は不要です。

**福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金に係る補助事業の実績報告書
(おもてなし環境整備事業)**

標記の補助事業金を完了しましたので、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金支出表

事業主体名	総事業費	補助対象経費	※消費税等 仕入控除税額	負 担 区 分	
				事業主体負担額	補助金申請額

2 添付資料

- ・写真 (実施前, 実施中及び実施後)
- ・その他, 実績が証明できる資料を添付すること。

※ 第 12 条の規定に基づき、消費税等仕入控除税額が、実績報告時点で明らかである場合は、その額を記載し、減額すること。

事業実施報告書

事業名				
事業達成状況				
事業効果	○本事業によりどのような効果があったか。			
	○成果指標			
	成果の指標	指標の内容	目標	結果
		①売上が増加した店舗数		
		②		
③				
<p>※ 1) 成果指標①の調査方法について以下に記載。</p> <div data-bbox="343 1261 1476 1346" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>例) 組合員●店舗のうち, ▲店舗へヒアリング調査を実施。</p> </div> <p>※ 2) 成果指標②の調査方法について以下に記載。</p> <div data-bbox="343 1458 1476 1543" style="border: 1px dashed black; height: 38px;"></div> <p>※ 3) 成果指標③の調査方法について以下に記載。</p> <div data-bbox="343 1621 1476 1706" style="border: 1px dashed black; height: 38px;"></div>				
実施スケジュール	着工時期： _____ 完了時期： _____			
設置施設の名称	施設の内容・規模	設置場所		

収 支 決 算 書

	項 目	金 額			備 考
		最終予算額	決算額	差引額	
収 入 の 部	市補助期待額 (申請額)				
	自己資金				
	借入金				
	その他				
	国補助金				
	県補助金				
	関係団体補助金				
	その他				
	合計				

	内 容	総事業費	決算額	差引額	備 考	
支 出 の 部	○補助対象経費					
	謝金	円	円	円		
	旅費	円	円	円		
	事業実施に係る経費	円	円	円		
	会議費	円	円			
	借料・損料	円	円			
	調査分析費	円	円			
	通信運搬・交通費	円	円			
	施設整備費	円	円			
	店舗等賃借料	円	円			
	内装・設備・施工工事費	円	円			
	無体財産購入費	円	円			
	プロバイダ契約料・使用料	円	円			
	回線使用料	円	円			
	広報費	円	円			
	備品費	円	円			
	消耗品費	円	円			
	外注・委託費	円	円			
	通訳・翻訳料	円	円			
	雑役務費	円	円			
	原稿料	円	円			
	印刷製本費	円	円			
		小計	円	円	円	
		○補助対象外経費				
		円				
		円				
		円				
		円				
	小計	円				
	合計	円	円	円		

確 認 書

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

下記の者から提出された福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金に係る補助事業の実績報告書については、領収書等の関係書類を確認の上、事実と相違ないことを確認いたしました。

記

事業実績報告書等提出団体及び代表者氏名

団 体 名 :

代表者肩書き :

代表者氏名 :

確 認 者

団 体 名 :

確認者肩書き : 監事又は監査

確認者氏名 : (※)

- (※) : 商店街の監事若しくは監査においては、内容を確認の上、本人が自著する場合は押印不要です。
なお、監事若しくは監査が複数存する場合は、その中から代表する 1 名が記名・押印すること。
但し、監事若しくは監査が商店街代表者と役職を兼務している場合は、その他の役職が記名・押印すること。

様

福岡市長 ○○ ○○○
(経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)

福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金確定通知書
(おもてなし店舗の出店・改装事業 ・ おもてなし環境整備事業)

年 月 日付, 経産第 号にて交付決定した福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金については, 実績報告書を確認の上, 下記のとおり補助金の額を確定したので福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

記

1 補助事業名

2 補助確定金額 金 円

3 補助条件

福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名
代表者氏名

(※)

(※)法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金事前交付請求書
(おもてなし環境整備事業)

年 月 日付で申請した標記補助金について、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金
交付要綱 14 条第 1 項の規定に基づき、事前交付していただきますよう請求いたします。

なお、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づく確定額が、事前
交付を受けた額に満たないときは、その満たない額を速やかに返還することを約束いたします。

記

- 1 事前交付請求額 金 円
- 2 事前交付請求の理由
- 3 請求額算定 交付決定(予定)額 金 円
事前交付希望額 金 円
差引残額 金 円

※収支計画(資金計画)書(別紙 1)を必ず添付すること。

- 4 事前交付支払希望日 年 月 日頃

収支計画 (資金計画) 書

【日 付】 年 月 日作成

【団体名】

(単位：千円)

	事項名		収入・支出計画			
	事業種目	金額	1/4 半期	2/4 半期	3/4 半期	4/4 半期
			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
収 入	事業補助金 (本市決定額)					
	国・又は福岡県補助金					
	自己財源					
	計					
支 出						
	計					

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名
代表者氏名

(※)

(※)法人以外の場合で、本人(代表者)が自署する場合は、押印は不要です。

年度 消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

標記の件について、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金額 (市長が確定通知書により通知した額) | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る
消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還額 (3 - 2) | 円 |

注：1 別紙として、積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税等仕入控除税額等の対象額でない。

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名
代表者氏名

(※)

(※) 法人以外の場合で、本人 (代表者) が自著する場合は、押印は不要です。

福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金による取得財産の処分申請書

年度標記補助金により取得した財産について、下記のとおり補助金の交付の目的外に処分したいと考えておりますので、福岡市商店街おもてなし環境整備事業補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定に基づき、申請します。

なお、この結果、補助金の全部又は一部に相当する金額を市において算出され、請求があった場合には、当該金額を期限内に速やかに返還することを約束いたします。

記

1. 処分財産について

① 名 称	
② 取得年月日	年 月 日
③ 取得単価	
④ 処分する数量	
⑤ 処分金額 (③×④)	
⑥ 処分する理由並びに方法等 (詳細に記入すること。)	

2. その他

取得財産の処分申請を行う場合、本申請書に取得時以降記載し、管理してきた台帳を添付すること。